

令和5年度 **秋田県** NHK 歳末たすけあい運動実施要項

1 趣旨

「みんなで明るいお正月を」をキャッチフレーズに始まった「歳末たすけあい運動」は、戦災者・引揚者への支援や戦後の福祉施設の復興、生活困窮者、災害の被災者など、その時代ごとに支援を必要とする方々を支え続けてきました。

コロナ禍での生活課題の拡大や自然災害の不安が大きく広がる状況にあっても支え合いの精神を忘れず、生活困窮者・高齢者・障害者・子育て世帯等が地域で孤立することなく安心して暮らすことができるよう、地域住民やボランティア、民生児童委員、社会福祉施設、社会福祉協議会、NPO法人等の関係者・機関の理解と協力・参加を得て、様々な福祉活動を応援します。

2 期間

令和5年12月1日（金）～12月25日（月）

3 主唱

秋田県共同募金会、各市町村共同募金委員会

NHK秋田放送局

秋田県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会

4 後援

秋田県／秋田県教育委員会／日本赤十字社秋田県支部／秋田県民生児童委員協議会／秋田県地域婦人団体連絡協議会／秋田県小学校長会／秋田県中学校長会／秋田県高等学校長協会／秋田魁新報社／朝日新聞秋田総局／毎日新聞秋田支局／読売新聞秋田支局／日本経済新聞社秋田支局／産経新聞秋田支局／河北新報社／ABS秋田放送／AKT秋田テレビ／AAB秋田朝日放送／エフエム秋田／株式会社秋田銀行／株式会社北都銀行／JAバンクあきた（JAかつの・JAあきた北・JA秋田たかのす・JAあきた白神・JA秋田やまもと・JAあきた湖東・JA秋田なまはげ・JA秋田しんせい・JA秋田おばこ・JA秋田ふるさと・JAこまち・JAうご・JA大潟村）／秋田信用金庫／羽後信用金庫／東北労働金庫秋田県本部／秋田県信用組合（順不同）

5 運動方針

- (1) 共同募金の趣旨に従い、関係機関と連携を図り、募金の呼びかけと助成を行います。
- (2) 地域の実情に応じた福祉活動及び住民・関係団体と協働した生活支援活動等の強化を図るほか、地域の福祉ニーズを持つ方（世帯）への支援を実施します。

6 運動実施

寄付金の収納、管理及び助成は、県共同募金会の責任において行います。

(1) 「NHK歳末たすけあい」について

【周知】

NHKは、全国及び地域の放送番組を通じ、募金の呼びかけを行います。

【募金の受付・取次】

新型コロナウイルス等感染防止対策に十分配慮の上、NHK秋田放送局、県共同募金会及び県社会福祉協議会において募金受付窓口を設置します。また、県内各郵便局及びゆうちょ銀行、県内の各銀行の本・支店、信用金庫、信用組合、労働金庫並びにJAに募金受付の窓口を設置し、募金の取次ぎを行います。

【物品】

物品の寄付があった場合、受付、保管及び贈呈は、県社会福祉協議会が行います。

【助成】

次により助成します。

助成テーマ

共同募金会全国共通助成テーマ「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」を掲げて取り組みます。

助成対象事業

令和6年3月末まで完了する次の事業に助成します。

なお、詳細は別添助成要領により行います。

① 「つながりをたやさない社会づくり」事業支援

冬期間にNPO団体等が行う、新型コロナ禍で深刻な影響を受けている子どもや障害者、生活困窮者等への支援に助成します。

② 地域活動支援センター等の冬対策支援

障害者の自立を支援するため、NPO法人等が経営する地域活動支援センター及び小規模作業所が行う年末年始行事や暖房・除雪経費などの冬対策に助成します。

③ 障害児通所支援施設の冬対策支援

障害児を支援するため、NPO法人等が経営する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が行う年末年始行事や暖房・除雪などの冬対策に助成します。

④ 乳児院の冬対策支援

乳児院で生活する乳児を支援するため、乳児院が行う年末年始行事や被服・備品等購入に助成します。

⑤ 児童養護施設等児童の運転免許取得支援

児童養護施設、里親及び母子生活支援施設等から巣立って行く児童を支援するため、普通自動車運転免許の取得に助成します。

⑥ 児童養護施設等児童の就職・進学等支援

児童養護施設、里親及び母子生活支援施設等から巣立って行く児童を支援するため、

進学・就職に必要な生活用品の購入に助成します。

⑦ **難病団体の活動支援**

難病団体が行う年末年始行事や啓発活動、講演会・研修会の開催等の活動に助成します。

(2) 「地域歳末たすけあい」について

【周知】

市町村共同募金委員会は、市町村広報誌又は独自の広報誌等で歳末たすけあい運動の呼びかけを行います。

【募金の受付・取次】

市町村共同募金委員会において募金受付の窓口を設置し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に十分配慮の上、次の方法により、募金への協力を依頼します。

① **家庭、会社等の訪問による募金**

民生委員・児童委員、婦人会、町内会等の地域の募金ボランティアが家庭及び会社等を訪問し、募金を呼びかけます。

② **街頭又は巡回による募金**

ボランティア団体が街頭に立って、又は街頭を巡回して募金を呼びかけます。

③ **催物等による募金**

その地域の主唱者が実施する催物（映画会、芸能大会、バザー等）、又は会社、職員等が自発的に催物による収益金からの寄付を呼びかけます。

④ **その他の募金**

ボランティア団体、児童会・生徒会等の廃品回収による売上金からの寄付を呼びかけます。

【物品】

物品の寄付があった場合、受付・保管及び贈呈の業務は、市町村社会福祉協議会が行います。

【助成】

市町村共同募金委員会が定める助成計画により、原則として次の事業を対象とします。なお、個別世帯への支援を行う場合は、本人の希望によって支援を行うこととし、その際は、個人情報保護に特段の配慮をするものとします。

① **地域の福祉ニーズを持つ方（世帯）への支援**

障害のある方（児）、一人暮らし高齢者、災害遺児、母子・父子家庭、罹災世帯など地域内で支援を必要とする人々への支援

② **冬期間の生活支援**

市町村社会福祉協議会及び関係団体を実施する一人暮らし高齢者などへの除排雪支援活動や移送サービス等の冬期間の生活支援活動に対する助成

③ 地域住民の参加による福祉活動の強化、その他地域の特性に応じた支援

市町村社会福祉協議会が歳末に実施する一人暮らし高齢者への正月料理の配食、住居環境の整備や補修、巡回訪問、その他地域の特性に応じた支援活動等への助成

7 運動報告

(1) 「NHK歳末たすけあい」について

令和6年1月19日(金)をもって最終の募金額とします。

(2) 「地域歳末たすけあい」について

市町村共同募金委員会は、募金・物品の募集及び贈呈の状況を令和6年1月19日(金)までに県共同募金会に報告することとします。